

☆開票場所及び開票時間

投票区	投票場所	投票時間
第1投票区 大佐井	津軽海峡文化館「アルサス」	午前7時から午後8時まで
第2投票区 古佐井	児童交流センター「ぼぼらす」	午前7時から午後8時まで
第3投票区 原田	原田地区生活改善センター	午前7時から午後8時まで
第4投票区 川目	川目地区生活改善センター	午前7時から午後8時まで
第5投票区 矢越	矢越地区生活改善センター	午前7時から午後8時まで
第6投票区 磯谷	磯谷地区漁民研修センター	午前7時から午後8時まで
第7投票区 長後	長後地区生活改善センター	午前7時から午後7時まで
第8投票区 福浦	ふれあいセンター	午前7時から午後7時まで
第9投票区 牛滝	牛滝地区交流促進センター	午前7時から午後7時まで

☆開票場所及び開票時間

開票所	開票時間
津軽海峡文化館「アルサス」しおさいホール	午後8時45分から

☆投票所入場券

◇入場券は、ハガキで各家庭に郵送します。

◇入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所でその旨申し出てください。

== みなさんの大切な1票です。棄権することなく投票しましょう ==

【お問合せ】佐井村選挙管理委員会事務局

不動産取得税（県税）の軽減制度について

不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに一度だけ課税される県の税金です。軽減制度には次のものがあります。

1 住宅の軽減制度

- (1) 新築（未使用の建売住宅等を含む。）で床面積が50㎡以上240㎡以下である住宅（以下、特例適用住宅といいます。）を取得した場合、最高1,200万円（特例適用住宅であり、「認定長期優良住宅」を平成21年6月4日から平成28年3月31日までに取得した場合は1,300万円）が価格から控除されます。
- (2) 次のすべての条件を満たす中古住宅（以下、耐震基準適合既存住宅といいます。）を取得した場合、住宅が新築された時期に応じて最高1,200万円が価格から控除されます。

※耐震基準適合既存住宅の条件

ア 取得者が自ら居住するものであり、床面積が50㎡以上240㎡以下であること

イ 次のa、bのいずれかに当てはまること

a 昭和57年1月1日以降に新築されたものであること

b 昭和56年12月31日以前に新築されたものである場合には、新耐震基準に適合していることが取得日以前に証明されていること（※）

※新耐震基準に適合していない中古住宅を取得した場合であっても、一定の要件を満たすときには軽減される特例があります。詳細は県税部にお問合せください。

2 住宅用土地の軽減制度

次の(1)~(3)のいずれかに当たる場合は、法律で定める金額が税額から減額されます。

- (1) 土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅を新築した場合
- (2) 土地を取得した日前1年の期間内に、その土地の上に特例適用住宅を取得していた場合
- (3) 土地を取得した日の前後1年以内に、その土地の上に自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅を取得した場合

これらの軽減を受けるためには申告が必要です。なお、銀行、郵便局の他、コンビニエンスストアでも納付することができます。

【お問合せ】下北地域県民局県税部課税課 ☎22-8581